

3 記録の保存

記録の保存方法を決めましょう。伝票や台帳をファイルに綴じてロッカーに保存したり、パソコン上に電子データで保存したりする方法があります。

いざというときに記録をすぐに確認できるよう、整理して保存しましょう。



記録媒体は、紙媒体、電子媒体のいずれでも構いません。

※このダイジェスト版は、漁業者等の基本的な「漁獲の記録」と「出荷の記録」の作成・保存について解説しています。業種（海面・内水面漁業、養殖業、産地市場荷受・漁協、産地仲買業）ごとの取組内容や、ステップごとの取組内容（漁獲水域・入荷先・出荷先の特定、漁獲物等の識別、内部トレーサビリティ）などについては、「実践的なマニュアル」で解説していますので、ご覧ください。

本ダイジェスト版や「実践的なマニュアル」は、農林水産省HPの「食品トレーサビリティ」のページからダウンロードできます。

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/trace/index.html#1>

問い合わせ先:

農林水産省 消費・安全局 消費者行政・食育課

TEL: 03-3502-5716 FAX: 03-6744-1974

地方農政局など

北海道農政事務所 消費生活課 TEL: 011-330-8813

東北農政局 消費生活課 TEL: 022-221-6095

関東農政局 消費生活課 TEL: 048-740-0357

北陸農政局 消費生活課 TEL: 076-232-4227

東海農政局 消費生活課 TEL: 052-223-4651

近畿農政局 消費生活課 TEL: 075-414-9771

中国四国農政局 消費生活課 TEL: 086-224-9428

九州農政局 消費生活課 TEL: 096-300-6126

沖縄総合事務局 農林水産部 消費・安全課 TEL: 098-866-1672

食品の足あと たどれますか？



平成26年度食品トレーサビリティ促進委託事業
食品トレーサビリティ

「実践的なマニュアル」

ダイジェスト版 漁業編

「食品トレーサビリティ」とは「食品の移動を把握できること」

トレーサビリティが必要な理由

私たちの市場で扱った魚の加工品から、「薬剤の成分が微量ながら検出された」との報告があった。漁獲水域の沿岸部の養殖でその薬剤が利用されており、海水からの汚染が疑われる。汚染状況を確認し、回収をすべきだが、費用が膨大になりそう。



「〇〇県産と表示された貝を食べた消費者に、食中毒が発生した」と知らせを受けた。しかし、どの水域の貝が原因なのか、わからない。処理・加工・調理段階での汚染なのかもしれない。



これらは他人事ではありません！

トレーサビリティに取り組んでいたら...

『ロットを限定して回収できる』

薬剤が検出されたロットの漁獲時期・漁獲水域を特定し、さらにその周辺の時期・水域で漁獲された他のロットへの汚染の有無を調べることで、回収を依頼するロットの範囲を限定できる。



『問題の範囲を限定できる！』

遡って調べることで、汚染が疑われる水域や処理場・加工場を絞り込むことができる。汚染箇所がはっきりすれば、関係のないロットまで出荷制限せずに済む。



農林水産省

1 漁獲の記録

【該当業種＝海面漁業・内水面漁業】

(記録様式の例)

どのような記録様式と
するか決めましょう

操業日誌・航海日誌

操業日誌		船名 ○○丸	
年月日	操業回数	操業場所	魚種別漁獲量
○年○月○日	第1回	北緯○東経○	○kg
	第2回	○ ○	○kg
○日	第1回	○ ○	○kg
	第2回	○ ○	○kg
	第3回	○ ○	○kg
合計			○kg

出荷の記録(代用できる場合)

仕切書		仕切日 ** No.***	
商品名	水域	規格	函数
アイナメ	○○	中	kg
ひらめ	○○	小	kg
ひらめ	○○	小	kg
いしがれい	○○		kg
マダイ	○○		kg

※記録様式には、以下の基本4項目がすべて記載されていることが必要です

- 基本4項目：①いつ (漁獲日)
②どの水域で (漁獲水域)
③どの魚種を (魚種名等)
④どれだけ (数量)



操業日誌		船名 ○○丸	
年月日	操業回数	操業場所	魚種別漁獲量
○年○月○日	第1回	北緯○東経○	○kg
	第2回	○ ○	○kg
○日	第1回	○ ○	○kg
	第2回	○ ○	○kg
	第3回	○ ○	○kg
合計			○kg

①いつ

②どの水域で

③どの魚種を

④どれだけ

「出荷の記録」により「漁獲の記録」を兼ねることができる場合

沿岸での小規模な海面漁業・内水面漁業のように、1航海が1日または1晩のみであって、漁獲する水域が常に同じであり、かつ漁獲したものを1つの産地市場等にただちに陸揚げし出荷する場合には、「出荷の記録」(たとえば産地市場の発行する仕切書)があれば、「漁獲の記録」を兼ねることができます。

2 出荷の記録

【該当業種＝すべての業種】

(記録様式の例)

どのような記録様式と
するか決めましょう

納品書の控え

… p28参照

納品書(控)		発行日 2014年9月19日 No.***	
商品コード	商品名	水域	重量・入数
***	アジ	○○沖	4kg
***	アジ	○○沖	5kg
***	ブリム	××沖	4入
***	ブリ	△△沖	4入
小計			10.0
消費税			***
総合計			***

「取組手法編」の様式…「取組手法編」p11 (様式①-2)参照

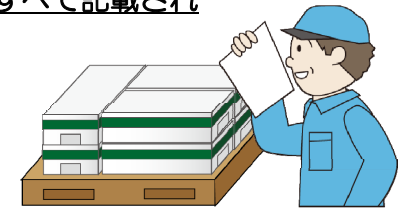
商品コード	商品名	水域	重量・入数	数量	単価	金額	備考
***	アジ	○○沖	4kg	10.0	***	***	
***	アジ	○○沖	5kg	4.0	***	***	
***	ブリム	××沖	4入	30.0	***	***	
***	ブリ	△△沖	4入	10.0	***	***	
小計				10.0	***	***	
消費税					***	***	
総合計					***	***	

台帳



※記録様式には、以下の基本4項目がすべて記載されていることが必要です

- 基本4項目：①いつ (出荷日)
②どこへ (出荷先)
③何を (品名)
④どれだけ (数量)



納品書(控)		発行日 2014年9月19日 No.***	
商品コード	商品名	水域	重量・入数
***	アジ	○○沖	4kg
***	アジ	○○沖	5kg
***	ブリム	××沖	4入
***	ブリ	△△沖	4入
小計			10.0
消費税			***
総合計			***

①いつ

②どこへ

③何を

④どれだけ

海面漁業・内水面漁業の留意点

- 産地市場に出荷する場合には、通常、荷受から取引後に受け取る「仕切書」等が「出荷の記録」となります。
- 海面漁業・内水面漁業の事業者では、みずからは「出荷の記録」を作成せず、荷受から受け取った「仕切書」を受け取って保存する場合があります。しかし、なるべく漁業者自身が「出荷伝票」等を作成し荷受等に提供するとともに、みずから控えを保存することをお奨めします。漁業者自身が魚種や数量、さらには漁獲水域を伝票等に記載し伝えることにより、荷受側で伝票の記載と現品を照合して魚種や数量の確認ができ、記録がより正確かつ容易になります。漁獲水域も正確に伝わりやすくなります。